

犢橋地域福祉交流館概要

1 施設概要

(1) 利用開始日

平成24年3月1日（木）

(2) 開館日時

9時～17時

※休館日：月曜日及び年末年始

(3) 館内構成

地域福祉活動室（2室）、倉庫、フリースペース、調理室（詳細別紙参照）

(4) 利用者

ア 地域福祉活動室及び倉庫、調理室

地域福祉活動を行う団体

※ご利用に際しては、団体登録を行っていただきます。

イ フリースペース

どなたでもご利用できます。

(5) 電話番号(3月1日以降使用可)

043-259-0251

2 各部屋の活用事例等

(1) 地域福祉活動室

社協地区部会や自治会が行う様々な活動、ボランティア団体等が行う様々な活動、育児サークルの育児支援活動、老人クラブの交流活動、学生のボランティア活動、またこれらの団体の各種打ち合わせや会議等にご利用ください。

(2) 倉庫

棚やキャビネットを配置しており、そのうちの一定のスペースを年度単位で登録団体に貸出す予定です。各団体の倉庫としてご利用ください。（申請は毎年度行います。申請者多数の場合は抽選とする予定です。）

(3) フリースペース

登録団体やその他の様々な団体、地域住民の方等が自由に交流できるスペースとしてご利用ください。

(4) 調理室

社協地区部会が行うふれあい食事サービス等や、老人クラブや料理サークルが行う料理教室等にご利用ください。

(5) 管理室

市が委託した管理者が常駐し、受付業務や来館者の案内、鍵の保管及び受け渡し等の業務を行います。

3 団体登録・利用手続き

(1) 団体登録

2月11日（土）から地域福祉課において受け付けます。開館後は、犢橋地域福祉交流館において受け付けます。

(2) 利用申請

「登録済証」を交付された後、2月29日（水）までは、地域福祉課において受け付けます。開館後は、犢橋地域福祉交流館において受け付けます。

※ 倉庫については、3月末まで申請の受付を行い、多数の場合は抽選とします。

4 利用上の注意事項

(1) ご利用の際は次の事項を守ってください。

- ① 騒音や大声を発する等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- ② 飲酒やフリースペースでの食事をしないこと。
- ③ 許可なく掲示物を貼り出したり、付帯設備及び備品等を移動させないこと。
- ④ 施設及び付帯設備等を損傷又は滅失させないこと。
- ⑤ 火気は使用しないこと（調理室は除く）。
- ⑥ 貴重品の管理は各自の責任において厳重に行うこと。

(2) ご利用の前後では次の事項にご注意ください。

ア 利用前

- ① 会議を行うための机や椅子は用意してありますが、その他の必要なものは、各団体で予めご用意ください。

イ 利用後

- ① 備品・用具等を現状に復し、清掃のうえ、利用中に生じたゴミは必ずお持ち帰りください。
- ② 消灯、エアコンのスイッチ切、また、調理室では特にガスの元栓の確認等を確実に行ってください。
- ③ 退室の際は事務室職員の確認を受けてください。

(3) 施設の設備・備品等を破損・損傷させた場合、弁償していただくことになります。その際は、事務室職員に直ちに届出てください。

5 ご利用制限

次に事項に該当した場合、利用取消しの対象となります。

- ① 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- ② 施設を破損し、又は滅失するおそれがあるとき。
- ③ 偽りその他不正な手段により利用手続きを行った事実が明らかになったとき。
- ④ 宗教、政治又は営利を目的とする活動を行うとき。
- ⑤ その他、管理運営上支障を及ぼすおそれがあるとき。

《問い合わせ先》

千葉市保健福祉局 地域福祉課地域福祉係

住所:千葉市中央区千葉港1番1号

Tel:043-245-5158 Fax:043-245-5620